

岐阜県公報

第 七 百 六 号
令和八年七月三十一日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 三二五^{ペイジ}

告 示

○岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統 計 課) 三二五

○保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 三二六

○道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 三二六

○土木事務所長印に関する告示の一部改正

(大垣土木事務所) 三二六

公 示

○土地改良事業計画の変更認可

(農 地 整 備 課) 三二七

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十三号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表後期高齢者医療障害認定審査医の項の次に次のように加える。

地域医療政策顧問

月額

五〇、〇〇〇円

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百五十一号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二

百四十号)の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

「岐阜県産業連関表特別調査物資流通調査」を削り、「岐阜県育児休業等実態調査」を「岐阜県休業・休暇等両立支援制度実態調査」に改める。

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字岩小洞二六三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	美並良線 明和宝	郡上市美並町白山字頓屋敷五〇一 番一地先から 同市同町同字羽佐古洞 五三二番一 地先まで	一七・一	令和 八・七・三	令和 八・一・三 四・七・二

岐阜県告示第三百五十四号

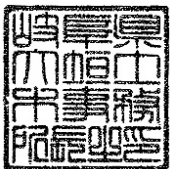
土木事務所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 2を次のように改める。

2 大垣土木事務所



書 体 てん書
大き さ 二二三ミリメートル平方

公 示

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和八年七月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
富加町木曾川右岸用水 土地改良区	富加町木曾川右岸用水 土地改良区	令 和 八 ・ 七 ・ 二 一

令和八年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社